

ローソン銀行ビジネス Web ワンタイムパスワードカード利用規定

第1条 (ワンタイムパスワードカード)

ワンタイムパスワードカード（以下「OTP カード」という。）とは、ログインする際や振込等のお取引を実行または承認する際等に使用する当行が貸与するカード型の機器で、ご利用のたびに異なるパスワード（以下「ワンタイムパスワード」という。）を表示するものをいいます。

第2条 (利用)

1. 当行は、ローソン銀行ビジネス Web（以下「ビジネス Web」という。）をご利用のお客さま（以下「お客さま」という。）の届け出のあった日本国内の住所宛てに当行所定数の OTP カードを、貸与のため、送付するものとします。
2. OTP カードの利用にあたっては、ローソン銀行ビジネス Web ワンタイムパスワードカード利用規定（以下「本規定」という。）、ローソン銀行ビジネス Web 利用規定（以下「ビジネス Web 利用規定」という。）、およびその他関連する規定を適用するものとします。なお、本規定と同規定以外の他の関連規定が抵触する場合には本規定が優先されるものとします。
3. お客さまは、OTP カードを当行所定の環境、当行所定の方法で利用するものとします。これらの環境、および利用方法等はホームページ上の表示等当行所定の方法でお知らせします。
4. お客さまは、OTP カードの利用にあたり、当行所定の方法により OTP カードの登録を行うものとします。
5. お客さまは、OTP カードをログインおよび取引承認その他当行所定の手続時の本人確認以外の目的で利用しないこととします。
6. お客さまは、OTP カードを第三者に売却、貸与、担保設定、その他処分をしないものとします。
7. OTP カードはお客さまの責任で厳重に管理し、紛失・盗難に遭わないよう十分注意するものとします。
8. お客さまは、OTP カードを利用することにより、第三者による不正利用等のおそれが完全に排除されるものではないことを認識したうえ、適切なセキュリティ対策を実施するものとします。

第3条 (利用期間)

OTP カードの当初利用期間は、当行所定の期間とし、お客さまは、期限切れとなった OTP カード（以下「期限切れ OTP カード」という。）を適切に廃棄するものとします。当行は、期限切れ OTP カードの代わりに、新しい OTP カード（以下「新 OTP カード」という。）を、第

4条に準じ、お客さまに送付します。

第4条（紛失・再発行等）

1. OTPカードを紛失した場合は、速やかに当行所定の方法により届け出てください。
2. 故障等（初期不良の場合も含む。以下同じ。）やお客さまの都合によりOTPカードの再発行が必要な場合は、速やかに当行所定の方法により届け出てください。お客さまは、故障等したOTPカードを適切に廃棄するものとします。
3. 前各項に従い届け出のあったOTPカードは、失効するものとします。
4. 本条に従いOTPカードを再発行する場合は別途当行所定のOTPカード再発行料金が必要となる場合があります。なお、お客さまが虚偽の申告をしたことにより当行所定のOTPカード再発行料金の負担を免れたことが判明した場合は、同料金を別途ご請求させていただきます。
5. お客さまは、本条に基づきOTPカードを再発行する場合、再発行がなされるまでの間、第3項に基づき失効し、または初期不良により第2条第4項に基づく登録ができなかったOTPカードを利用できません。これによりお客さまに損害が生じた場合でも当行は責任を負いません。

第5条（OTPカードの失効）

1. 当行は、お客さまの届出住所等にOTPカードの失効の通知を行うことで、当行の都合により、OTPカードを失効することができるものとします。なお、当行がOTPカードの失効の通知を届出住所等に宛てて発信したにもかかわらず、その通知が延着または到着しなかった（受領拒否の場合も含む。）場合は、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
2. 当行は、お客さまが本規定、ビジネスWeb利用規定、その他関連規定に違反してOTPカードを利用した場合、なんらの催告なくして、OTPカードを失効することができるものとします。
3. 当行は、ビジネスWebが解約された場合、またはビジネスWebが廃止された場合には、なんらの催告なくして、OTPカードを失効するものとします。
4. OTPカードは、当行におけるOTPカードの失効手続の完了によりOTPカードの失効の効果が生じるものとします。お客さまは、失効したOTPカードを適切に廃棄するものとします。

第6条（免責事項）

1. 当行所定の環境、当行所定の方法以外でOTPカードを利用したことによりお客さまに損害が生じた場合、当行は責任を負いません。
2. ログインおよび取引承認その他当行所定の手続時の本人確認以外の目的でOTPカード

を利用したことによりお客さまに損害が生じた場合、当行は責任を負いません。

3. OTP カードの紛失・盗難、未廃棄（不適切な方法による廃棄も含む。）等によりお客さまに損害が生じた場合、当行は責任を負いません。
4. 当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、OTP カードの故障等によりお客さまに損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。
5. 第 2 条第 4 項に定める OTP カードの登録を行わない場合、または第 5 条に基づく OTP カードの失効がなされた場合には、OTP カードを利用できませんが、これによりお客さまに損害が生じた場合、当行は責任を負いません。
6. お客さまは、OTP カードの使用により第三者に損害を与えた場合、自己の責任および費用負担によってこれを解決し、当行に対して一切迷惑をかけないものとします。
7. OTP カードは、暗号化された製品であり、海外への持出しが非常に厳しく管理されております。お客さまの都合で、海外へ持ち出す場合には、お客さまの責任にて行うものとし、当行は当該持出しまたは持込みに関わる責任を負いません。
8. 前各項に定めるほか、お客さまが本規定、ビジネス Web 利用規定、その他関連規定の定め違反したことによりお客さまに損害が生じた場合、当行は責任を負いません。

第 7 条（OTP カードの仕様および本規定の変更）

当行は OTP カードの仕様および本規定の内容を、お客さまに事前に通知することなく何時でも任意に変更できるものとし、変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。かかる変更内容は、ホームページ上等当行所定の方法によりお客さまに通知します。かかる変更によりお客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

第 8 条（OTP カード利用の停止）

当行は、ビジネス Web の利用が停止された場合、セキュリティ対策上必要な場合等その他当行が必要と認める場合には、ホームページ上の表示等当行所定の方法で告知することによりビジネス Web での OTP カードの利用を停止することができることとします。

第 9 条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、当行の他の規定、規則等当行の定めるところによるものとします。当行の他の規定、規則等は、当行ホームページへの掲示、その他当行所定の方法により告知します。

第 10 条（規定の変更）

1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲示による公表その他相当の方法で周知す

ることにより、変更できるものとします。

2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)